

縦覧図書の電子データ提供に係る各自治体の状況 (H25 年度調査)

自治体名	電子データ提供の有無	根拠規定	対象図書等	主な内容等	(参考) 縦覧実施者	
					図書(紙)	電子縦覧
仙台市	有	○条例施行規則 第9条第2項ほか	方法書、準備書、評価書及びそれらの要約書、事後調査報告書	電磁的記録を市長に提出	市長	市長
さいたま市	有	○条例施行規則 第3条第3項ほか	調査計画書、準備書、評価書、事後調査報告書及びそれらの要約書	図書の内容を記録した電磁的記録(CDR等)の提出	市長	市長
千葉市	検討中				市長	(事業者)
東京都	有	△要綱	<電子縦覧は現在、概要版のみ掲載> <本編掲載については検討中>		知事	知事
川崎市	有	◎条例 第8条ほか △要綱 「環境影響評価関係図書のインターネットの利用による公表に関する要綱」	環境配慮計画書、環境影響配慮見解書 (条例対象・法対象とも) 方法書、準備書、評価書	・市長に提出する電磁的記録はCD-RMによる。 ・ファイル形式はPDF形式で各ファイルの容量は2MB以下となるよう分割する。	市長	市長
横浜市	有	○条例施行規則 第5条第2項ほか	配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書	・電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)の提出	市長	市長
新潟市	無				事業者	事業者
名古屋市	有	◎条例 第9条第3項ほか	方法書、準備書、評価書、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書及びそれらの要約書、準備書見解書	電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。	市長	市長
京都市	事業者から公表及び提供について了解を得た場合のみ。		概要書		市長	市長
大阪市	有	△要領 「環境影響評価関係図書の電子縦覧等に係る実施要領」	方法書～事後調査報告書、準備書の要約書	・磁気ディスクを市長に提出する。 ・電子縦覧について、市長は事業者に承諾を得る。 ・「引用著作物」に関しても電子縦覧の可否を得る。 ・「引用著作物」に係る著作権者の承諾が確認できない場合は、その箇所について「インターネット上の掲載できない」旨を書き込み、掲載しない。 ・HP掲載時は「著作権の承諾を得ないで複製・販売・貸与等は禁止の旨」を記載。	市長	市長
堺市	有	△技術指針	配慮書～事後調査報告書、本編及び要約書	書面による図書の他、電子的記録(PDF形式等)を作成し、提出すること。	市長	事業者
神戸市	市長が公表することについて、事業者の同意が得られた場合はデータの提供は当然行われるものであると認識。				市長	事業者
広島市	有	○条例施行規則 第49条第2項	実施計画書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書、及びそれらの要約書	電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を添付するものとする。	市長	市長
北九州市	有	△要領 「環境影響評価図書の貸出、複写及びホームページによる公開に関する要領」	方法書～評価書、準備書の要約書	・市は、事業者に対し次の事項を依頼する。 ・磁気ディスクを市に提出すること及びその内容を市HPで公開することの著作権者に対する許諾申請。 ・事業者はその結果を市に報告する。	市長	事業者
福岡市	有	○条例施行規則 第4条ほか	方法書、準備書、評価書、及びそれらの要約書、事後調査報告書	電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)も併せて提出。	事業者	事業者
熊本市(県)	無	※特に規定なし		<電子縦覧は事業者が自主的に実施、市はリンク> <今後も義務化する予定なし>	事業者	事業者

自治体名	規定	条項	図書	条文（抜粋）・内容
仙台市	条例施行規則	第9条第2項	方法書・要約書	・事業者は、前項の方法書等を電磁的記録により作成し、当該方法書等と併せて、当該電磁的記録を市長に提出しなければならない。
		第13条	方法書・要約書	※第9条の準用・読み替え
		第31条	評価書・要約書	※第9条の準用・読み替え
		第33条	事後調査報告書	※第9条の準用・読み替え
さいたま市	条例施行規則	第3条第3項、	調査計画書・要約書	・調査計画書等の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)とする。
		第8条第4項、	準備書・要約書	・条例第14条第2項の規則で定めるものは、準備書等の内容を記録した電磁的記録とする。
		第28条第3項	評価書・要約書	・条例第21条第2項の規則で定めるものは、評価書等の内容を記録した電磁的記録とする。
		第38条第2項	事後調査書・要約書	・条例第35条第2項の規則で定めるものは、事後調査書等の内容を記録した電磁的記録とする。
川崎市	条例	第8条	環境配慮計画書	・技術指針で定める時期までに、管理計画及び技術指針に基づき、次に掲げる事項について記載した書類（以下「環境配慮計画書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。
		第8条の5	環境配慮計画見解書	・環境配慮計画策定者の見解を記載した書類（以下「環境配慮計画見解書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。
		第10条	条例方法書	・条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）及びその電磁的記録を作成し、前条第1項の規定による届出とともに、市長に提出しなければならない。
		第18条	条例準備書	・条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）並びにこれらの電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。
		第26条	条例評価書	・条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）及びその電磁的記録を作成し、速やかに、市長に提出しなければならない。
		第34条	事後調査報告書	・事後調査実施計画に基づき事後調査を行い、その結果及び規則で定める事項について記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）及びその電磁的記録を作成し、市長に提出しなければならない。
		第48条 第55条 第63条	法対象条例方法書 法対象条例準備書 法対象条例評価書	※条例対象方法書～評価書の場合と同様の規定
横浜市	条例施行規則	第5条第2項	配慮書	・条例第8条第2項の配慮書(以下「配慮書」という。)は、計画段階配慮書提出書(第1号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において、当該配慮書の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)も併せて提出しなければならない。
		第16条第2項	方法書	・条例第17条第1項の方法書(以下「方法書」という。)は、環境影響評価方法書提出書(第6号様式)に添付して提出しなければならない。この場合において、当該方法書の電磁的記録も併せて提出しなければならない。
		第23条第2項 第33条 第37条第2項 第38条	準備書 評価書 事後調査計画書 事後調査報告書	※方法書と同様の規定
名古屋市	条例	第9条第3項	方法書・要約書	・第1項の方法書には、当該方法書及び前項の方法書要約書の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
		第15条第3項 第20条第2項 第23条第2項 第28条第2項 第29条の2第5項	準備書・要約書 準備書見解書 評価書・要約書 事後調査計画書 事後調査中間報告書 事後調査結果報告書	※方法書と同様の規定 (ただし、準備書見解書、事後調査計画書、事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書には概要書の規定はない)
		第49条第2項	実施計画書・要約書 準備書・要約書 評価書・要約書 事後調査計画書・要約書 事後調査報告書・要約書	・当該書類（これらを要約した書類を含む。）の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を添付するものとする。
		第4条	方法書・要約書	・条例第6条の規定による方法書及び要約書の提出は、環境影響評価図書提出書(様式第1号)に添付して行わなければならない。この場合においては、当該方法書及び要約書の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)も併せて提出しなければならない。
		第14条 第26条 第34条の2第2項	準備書・要約書 評価書・要約書 事後調査報告書	※第4条の準用・読み替え

